

議案第22号

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第4号中「児童福祉法」を「児童福祉法第6条の3第8項」に、「又は」を「又は同法第6条の4に規定する」に改める。

第7条第2項中「市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)」を「直接払(市長が医療機関等に対し、受給者に代わって一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を支払うことをいう。)ができる埼玉県内の医療機関等(以下「県内医療機関等」という。)」に、「ひとり親家庭等医療費に相当する額」を「一部負担金及び入院時食事療養標準負担額」に、「当該指定医療機関等」を「当該県内医療機関等」に改め、同条第4項中「指定医療機関等」を「県内医療機関等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項及び第4項の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第2項及び第4項の規定は、令和5年1月1日以後の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市内の医療機関等において行っていた窓口払いの一部廃止について、埼玉県内の医療機関等へ拡大すること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。